

受注者等提出書類処理基準

平成11年4月1日

練土管発第545号

(目的)

第1条 この基準は、練馬区工事施行規程（昭和51年4月練馬区訓令甲第7号）第18条および第31条の規定に基づき、受注者（契約書等における受注者および請負人ならびに請負者をいう。以下「受注者」という。）および受託者（以下「受注者等」という。）から提出される書類および発注者の施行する書類（以下「書類」という。）の様式を定めるとともに、これら書類の処理方法を定めることにより、工事等の円滑かつ適正な施行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、練馬区土木部が施行する工事の請負および設計等の委託ならびに単価契約に係る書類の処理に適用する。

(書類)

第3条 受注者等および発注者は、書類の作成に当たっては、東京都土木工事標準仕様書、特記仕様書および別表1から別表9までに規定する様式によるものとする。

ただし、この基準の様式に定めのないものについては、原則として工事主管課長の指示によるものとする。

2 作成する書類の提出部数等は、別表1から別表9までによるものとする。

3 材料検査の様式は、材料検査の執行区分により、つぎのとおりとする。この場合において、材料検査の品目別の執行区分および検査方法は、東京都建設局材料検査実施基準の別表によるものとする。

(1) 検査員検査	—————	材料検査請求書	(様式第13-1号)
		材料検査内訳書	(様式第13-2号)
(2) 監督員検査	—————	材料搬入予定調書	(様式第15-1号)
		材料搬入予定内訳調書	(様式第15-2号)
		材料搬入実績調書	(様式第16-1号)
		材料搬入実績内訳調書	(様式第16-2号)

4 工事請負契約書の約款第9条第2項の権限を有する現場代理人は、受注者に代わって工事の施行に関する書類を提出することができる。

(提出期限)

第4条 契約および報告等に必要書類の提出期限は、別に期限が定められているものを除き、その書類提出の必要が生じた時点から速やかに提出すること。

(書類の処理)

第5条 書類の処理は、つぎのとおりとする。

(1) 受注者等から提出された書類は、監督員が受理すること。

(2) 担当監督員は、提出された書類の内容を点検し、速やかに所定の手続きを取ること。

付 則

- 1 この基準は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この基準に定めのない事項については、東京都の定めを準用する。

付 則 （平成11年7月30日 練土管発第161号）

この基準は、平成11年7月30日から施行し、平成11年6月1日から適用する。

付 則 （平成12年3月30日 練土管発第460号）

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 （平成14年3月4日 練土管発第423号）

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 （平成15年3月11日 練土管発第461号）

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 （平成22年4月1日 22練土管第217号）

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 （平成27年3月26日 26練土道第2023号）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 （平成30年3月26日 29練土道第2307号）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 （平成31年2月25日 30練土管第1968号）

- 1 この基準は、平成31年2月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の請負者等提出書類処理基準の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則 （令和2年2月20日 1練土道第1939号）

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の請負者等提出書類処理基準の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則 （令和5年6月26日 5練土道第311号）

- 1 この基準は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の請負者等提出書類処理基準の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。